

○厚生労働省令第百二十一号

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十二号）の施行に伴い、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十月一日

厚生労働大臣　舛添　要一

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第二十九条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十四条中「第二十六条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十三条中「第二十四条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十二条を第三十条とし、第二十一条を第二十九条とする。

第二十条中「第二十条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第十九条を第二十七条とする。

第十八条第一項中「第十四条」を「第二十二条」に改め、同条を第二十六条とする。

第十七条を第二十五条とする。

第十六条中「第二十条第一項後段」を「第三十二条第一項後段」に改め、同条を第二十四条とする。

第十五条中「第二十条第一項前段」を「第三十二条第一項前段」に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条を第二十二条とする。

第十三条中「第二十条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第一号中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第二号中「第十五条」を「第二十七条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十二条中「第二十条第一項前段」を「第三十二条第一項前段」に改め、同条を第二十条とする。

第十一条中「第十七条第二項及び第十九条第三項」を「第二十五条第二項及び第二十七条第三項」に改め
、同条を第十九条とする。

第十条を第十八条とする。

第九条中「第十八条」を「第三十条」に改め、同条を第十七条とする。

第八条中「第十七条第一項後段」を「第二十九条第一項後段」に改め、同条を第十六条とする。

第七条中「第十七条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第十六条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第六条中「第十六条第三項後段」を「第二十八条第三項後段」に改め、同条第一号中「第十六条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条を第十四条とする。

第五条の三を第十二条とする。

第五条の二中「第十六条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第五条中「第十三条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第四条第一項中「第十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項第三号中「第十五条」を「第二十七条」に改め、同条を第十条とする。

第三条の二中「第十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(準用)

第九条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第二十二条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「短時間労働者法」という。）第二十二条第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）、第五条（見出しを含む。）及び第八条第一項中「機会均等調停会議」とあるのは「均待遇調停会議」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「短時間労働者法第二十二条第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条第一項又は第二二項」とあるのは「短時間労働者法第二十三条において準用する法第二十条第一項」と、同項中「法第二十条第一項」とあるのは「短時間労働者法第二十三条において準用する法第二十条第一項の」と、同令第九条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは

「同令第九条において準用する第八条」と、同令第十一一条第一項中「法第一「十一條」とあるのは「短時間労働者法第二十三条规定する法第一「十一條」と、同令別記様式中「労働者」とあるのは「短時間労働者」と読み替えるものとする。

第三条中「第九条」を「第十五条」に改め、同条を第七条とする。

第二条（見出しを含む。）中「第九条」を「第十五条」に改め、同条を第六条とする。

第一条の次に次の四条を加える。

（法第六条第一項の明示事項及び明示の方法）

第一条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める短時間労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。

一 昇給の有無

二 退職手当の有無

三 賞与の有無

2 法第六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項が明らかとなる次のいずれかの

方法によることを当該短時間労働者が希望した場合における当該方法とする。

一 ファクシミリを利用してする送信の方法

二 電子メールの送信の方法（当該短時間労働者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）

3 前項第一号の方法により行われた法第六条第一項に規定する特定事項（以下本項において「特定事項」という。）の明示は、当該短時間労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、前項第二号の方法により行われた特定事項の明示は、当該短時間労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該短時間労働者に到達したものとみなす。

（法第九条第一項の厚生労働省令で定める賃金）

第三条 法第九条第一項の厚生労働省令で定める賃金は、次に掲げるものとする。

一 通勤手当

二 退職手当

三 家族手当

四 住宅手当

五 別居手当

六 子女教育手当

七 前各号に掲げるもののほか、名称の如何を問わず支払われる賃金のうち職務の内容（法第八条第一項に規定する職務の内容をいう。次条において同じ。）に密接に関連して支払われるもの以外のもの

（法第十条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第四条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める場合は、職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者（法第八条第一項に規定する通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。）

が既に当該職務に必要な能力を有している場合とする。

（法第十二条の厚生労働省令で定める福利厚生施設）

第五条 法第十二条の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次に掲げるものとする。

一 給食施設

二 休憩室

三 更衣室

附 則

(施行期日)

第一条 ノの省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第二条 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
〔厚生省令第一号〕

別表第四十一号を次のように改める。

四十一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）に係る申請 第二十一

二条第一項の調停の申請

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「別記様式（第8条関係）」を「別記様式（第6条関係）」と、「女性労働者」を「労働者

に改
める。